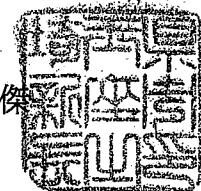


新座市告示第 7 号

富山県及び石川県に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る市税に関する申告期限等を次のとおり延長する。

令和6年 1月12日

新座市長 並木



地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び新座市税条例（昭和30年新座市条例第1号）第18条の2第1項の規定に基づき、同法又は同条例（新座市国民健康保険税条例（昭和30年新座市条例第4号）第27条において市税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。ただし、この告示により延長する前の期限内に地方税法又は新座市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入をする者については、この限りでない。

指 定 地 域

富山県及び石川県